

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	大空町(北海道)		
計画期間 実施期間	H27～H31 H27～H28	総事業費(交付金)	680,990千円(272,875千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	活性化計画は、農業経営の安定化と営農意欲の向上に繋がる施設整備と交流施設の整備を進め、農家数の維持、定住人口の確保を目指すもので、法の趣旨・目的である定住促進や地域間交流の促進及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港魚場整備事業計画その他各種関係制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	平成20年3月に策定された第1次大空町総合計画において、農林業の振興(経営安定化の推進、担い手の育成)、観光産業の振興(観光施設などの充実)などに位置付けられており、計画とも整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地域住民からの要望により取りまとめた事業であり、地域住民との合意形成は図られている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	構想の検討段階から積極的に参加し意見や提言を受けており、活性化計画の参考とした。
事業の推進体制は確立されているか	適	新規就農者技術習得管理施設は、町産業建設課及びオホーツク網走農業協同組合が事業の推進にあたっている。都市農山漁村総合交流促進施設は、町地域振興課、産業建設課及び大空町商工会が事業の推進にあたっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	当該事業により整備する施設において、活性化計画の目標である交流人口の増加、滞在者数及び宿泊者数の増加を目指すこととしており、整合性は図られている。
計画期間・実施期間は適切か	適	活性化計画期間は5年間、新規就農者技術習得管理施設の事業実施期間は1年間、都市農山漁村総合交流促進施設の事業実施期間は2年間としており、計画期間内の事業実施であり適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興施設(都市農山漁村総合交流促進施設) <ul style="list-style-type: none"> 交付対象 交付対象外 合計 ①実施設計費 21,780千円+ 8,470千円=30,250千円 ②本体工事費 410,573千円+159,667千円=570,240千円 合計 432,353千円+168,137千円=600,490千円 農業研修生等受入施設(新規就農者技術習得管理施設) <ul style="list-style-type: none"> 交付対象 交付対象外 ①本体工事費 80,500千円+ 0千円=80,500千円

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	自力や他の助成からの切り替えによるものではなく、今回新規に取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工における検査体制が確保される見通しはあるか	適	実施設計において、各種関係法令に基づく構造検討を行い安全性を確保すると共に、建築基準法に基づく建築確認申請の許可を受け、建設にあたっては施工監理を委託し品質及び安全性を確保します。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	適	実施設計において、各種関係法令等に基づく構造の検討を行い、安全性等を確保する。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当しない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	当該事業により整備する施設については、いずれも耐用年数は5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	上記による算定の結果、投資効率は1.0以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要領等に定める要件を満たしているか	適	事業実施主体：大空町 対象地域：5法指定地域（過疎）
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	町が設置及び管理に関する条例等を整備し管理するもので、本事業以外の目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	既存地区の入り込み客数を基に実績から推計するとともに、当該施設の整備による入り込み客数の増加も見込んでおり適正である。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣町の類似施設の利用状況及び運営状況等を踏まえた検討を行っている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	構想の検討段階において、施設の利用形態の検討を行っている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	構想の検討段階において、施設の利用形態の検討を行っている。
施設の利用や運営等にあって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	地区内には、直売や加工に取り組む高齢者や女性が多く、施設を効果的に活用することで、女性参画が促進される。
事業費積算等は適切か		
過大な積算としていないか	適	・地域振興施設～整備単価327千円/㎡であり、A町の類似施設の整備単価496千円/㎡となっており必要最小限の整備となっている。 地域振興施設～570,240千円/1,744㎡=327千円/㎡ A町～557,800千円/1,124㎡=496千円/㎡ ・農業研修生等受入施設～整備単価340千円/㎡であり、B町の類似施設の整備単価530千円/㎡となっており必要最小限の整備となっている。 農業研修生等受入施設～80,500千円/237㎡=340千円/㎡ B町～79,000千円/149㎡=530千円/㎡
建設・整備コストの低減に努めているか	適	事前に十分な設計協議を行い、建設・設備コストの低減に努める。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	地域振興施設については、物販機能、飲食機能、宿泊機能を備え、それらを利用する方の駐車場が必要なこと。また、一方でこの施設は人や情報が交流する場も目標としており、駐車場をイベント会場とした野菜の即売や高校生に実習販売などの各種交流イベントも検討しています。また、路線バスの停留所や災害時の避難場所としての二次的活用、冬場の除雪も念頭に駐車場スペースを確保した。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	備品については、汎用性の高いものではなく、導入にあたっては事前に協議し、適正なもののみ計上する。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	施設整備予定地は、地区の中心部を国道と道道が交差する場所で、立地条件が良く、交通量も見込まれる。また、来場者と・農業者ともに利便性が高く、都市と農村の交流促進の利点を備えている。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	・農業研修生等受入施設（新規就農者技術習得管理施設）～施設整備予定地は、町有地で確保されている。 ・地域振興施設（都市農山漁村総合交流促進施設）～地権者の了承を得て、現在基本設計業務及び支障物件調査を行っている。基本設計委託（26年10月10日～27年3月20日契約期間）、支障物件調査委託（26年12月2日～27年3月20日契約期間）を現在進めており、これらの調査等に当たっては、地権者へ今後町が買収することを前提に、了承を頂き進めている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援金費用対効果算定要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分検討しているか	適	本地区の活性化を図る上で、住民同士の交流をはじめ地域間交流や都市と農村の交流を積極的に展開し、交流人口や滞在人口を確保し定住へとつなげて行くことが重要な取り組みであり、そのための交流の拠点となる宿泊施設は必要不可欠なものと判断した。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当しない。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	適	本施設の計画する延べ床面積は、1,744㎡、総事業費600,490千円となっており、運用に定める上限規模及び上限事業費を超える部分は町の単独負担事業としている。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当しない。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当しない。
1年を通して運営される施設であるか	—	該当しない。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当しない。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	町総務課財政グループにおいて、資金調達及び償還について検討を行っている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	入札方式は、一般競争入札又は指名競争入札に何れかとし競争性のある契約方式により適切に行う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	維持管理については、他の公共施設と同様に町において施設完成時に、設置条例及び規則等を制定し適切に管理・運営を行うこととしております。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	構想における事業収支計画については、近隣施設や類似施設の実績値を把握のうえ積算し、構想の策定にあつては金融機関の職員も委員となっており、アドバイスを受けている。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当しない。